

# 令和4年度 沖縄県観光産業実態調査事業 企画提案仕様書

## 1 事業名

令和4年度沖縄県観光産業実態調査事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3 事業目的

本県のリーディング産業である観光産業の持続的発展を図るため、第6次観光振興基本計画で設定している観光関連事業者に関わる成果指標（KPI）のモニタリングや観光産業と農林水産業などの他産業との連携強化に繋がる施策の立案に資する調査を実施することを目的とする。

## 4 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を行う。

- (1) 第6次観光振興基本計画の成果指標（KPI）に関わるアンケート調査票の作成及び調査の実施  
調査項目や内容については、前回（令和3年度）別添1の調査票を基本として、別添2の成果指標一覧と整合を持たせた設問設定をすること。

調査対象期間

令和2年度及び令和3年度とする

対象事業者の選定

以下の業種を基に、県内6地区（那覇・南部・中部・北部・八重山・宮古）のバランスを考慮し、決定すること。

- ・ 旅行業者  
沖縄を着地とする旅行商品を造成している旅行者を対象とする旅行業者。
- ・ 宿泊施設  
県内の宿泊施設（リゾートホテル・シティホテルなど）を基本とする。
- ・ 大学・専門学校  
観光に関する学科、コースを設定している大学・専門学校。
- ・ 観光施設  
観光客の利用比率の高い観光施設。

- (2) 観光産業における県産品のニーズに関わるアンケート票の作成及び調査の実施

調査項目は、宿泊施設、飲食業など観光関連施設の県産品の使用状況やニーズを把握するとともに、県産品の使用割合の向上に向けた課題を分析できるよう設問設定する。

対象事業者の選定

以下の業種を基に、県内6地区（那覇・南部・中部・北部・八重山・宮古）のバランスを考慮し、決定すること。

- ・ 宿泊施設  
県内の宿泊施設を基本とする。

・観光施設

観光客の利用比率の高い、飲食のサービスを提供している施設。

(3)ヒアリング調査

アンケート調査の結果を補完するため、対面式又はオンラインによるヒアリング調査を実施する（概ね 50 件程度）。ヒアリング調査を行う事業者については、対象事業者のうちから、業種や地域、実施時期、課題等を考慮し、県と協議の上、決定すること。

(4)報告書の作成

令和4年度に実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果を集計・分析し、報告書として取りまとめる。報告書は外部への公表資料と県庁内部資料を作成する。なお、外部への公表等を含む調査結果の取扱いについては、県と協議の上、決定すること。

## 5 提案すべき事項等

上記の業務を委託するにあたり、下記の事項について記述、提案すること。

※詳細、注意事項は企画提案書応募様式の【様式4】も確認すること。

※本事業の目的を着実に達成する観点で、以下の各項目について根拠を示しつつ提案・説明すること。統計業務を専門としない者にもわかるように説明すること。

- (1) 調査実施における実施体制（現場監督・管理方法、調査員及びその質の確保、教育など）を対象事業者への調査実施フローを含めた具体的な案にて説明すること。
- (2) アンケート調査票の回収率を向上させるために、工夫すべきことを説明すること。
- (3) 業種や地域ごとに観光事業者の実態を把握するために、必要となるアンケート調査対象事業者の数ならびに選定方法を説明すること。
- (4) アンケート調査票の回答負担を減らす工夫を説明すること。
- (5) 国（観光庁等）の調査結果やビッグデータ（現時点でのデータ取得可否は問わない）との比較など、観光産業の実態把握に有用と思われる実施可能な取組について、提案等があれば記載すること。
- (6) 報告書が観光事業者にとって有用になる工夫等があれば記載すること。

## 6 成果品について

成果品については、以下のとおり。

- (1) 「令和4年度沖縄県観光産業実態調査事業報告書」

電子データ（ローデータ含む） 当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任で処理すること。

## 7 再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

**【契約の主たる部分】**

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある以下の業務
  - ①調査対象とする定点事業者の選定
  - ②調査の実施、及び結果の集計・分析
  - ③報告書の作成

**(2) 契約の相手方の制限**

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

**(3) 再委託の範囲**

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

**《再委託により履行することのできる業務の範囲》**

- ・ 調査設計に係るアドバイス支援に関すること。
- ・ 調査票の作成に係るアドバイス支援に関すること。

**(4) 再委託の承認**

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

**《その他、簡易な業務》**

- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計

## **8 その他**

(1) 受託者は事業目的、事業内容を十分理解し、本事業が円滑に実施されるよう沖縄県と連携を密に取り、適宜調整を図りながら実務に携わること。

(2) 本事業の執行体制については担当責任者を割り当て、その者は全ての調整に応じること。

(3) 受託者は本事業と他の事業との経理を明確に区分し、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。

(4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議し解決するものとし、必要な事項は別に定める。